

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

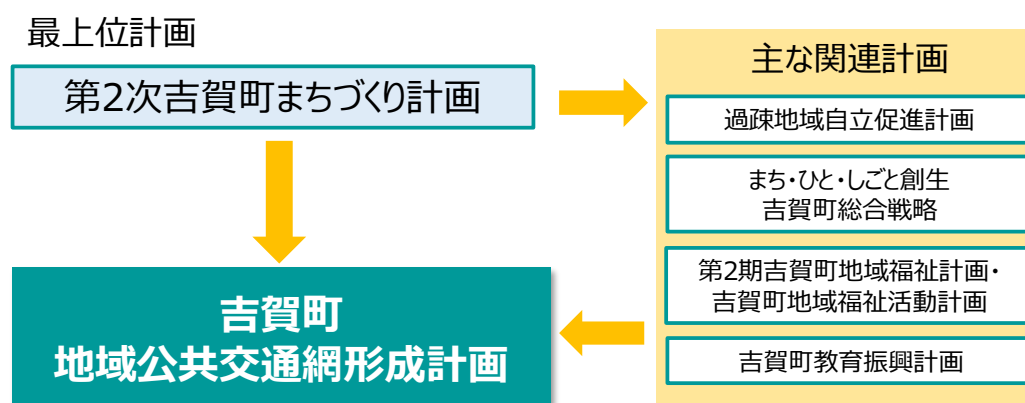
本町の主な公共交通は、広域路線バス、町内完結路線バス（吉賀町スクールバスを含む）、デマンド型乗合タクシー、タクシーで構成されています。しかし、過疎・少子高齢化による人口減少とマイカー利用の増加によって公共交通の利用者数は減少しています。一方で、暮らしに欠かせない移動手段として、多様なニーズに応じた地域公共交通の在り方に対する期待は高まっており、地域の特性に応じた交通網を展開し、将来にわたり維持を図る必要があります。

こうした中、吉賀町は町民の移動手段となる公共交通の相互連携と利便性・効率性の向上を図り、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため、平成26年に一部改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「吉賀町地域公共交通網形成計画」（以下、「本計画」とする。）を策定し、公共交通政策を推進することとなりました。

本計画は、吉賀町、交通事業者、住民・利用者、地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で持続可能な地域公共交通網の実現を目指すものであり、今後の公共交通政策は、本計画を基に推進することとなります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、最上位計画である「第2次吉賀町まちづくり計画（平成29年6月策定）」に即し、関連計画との整合を図るものとします。

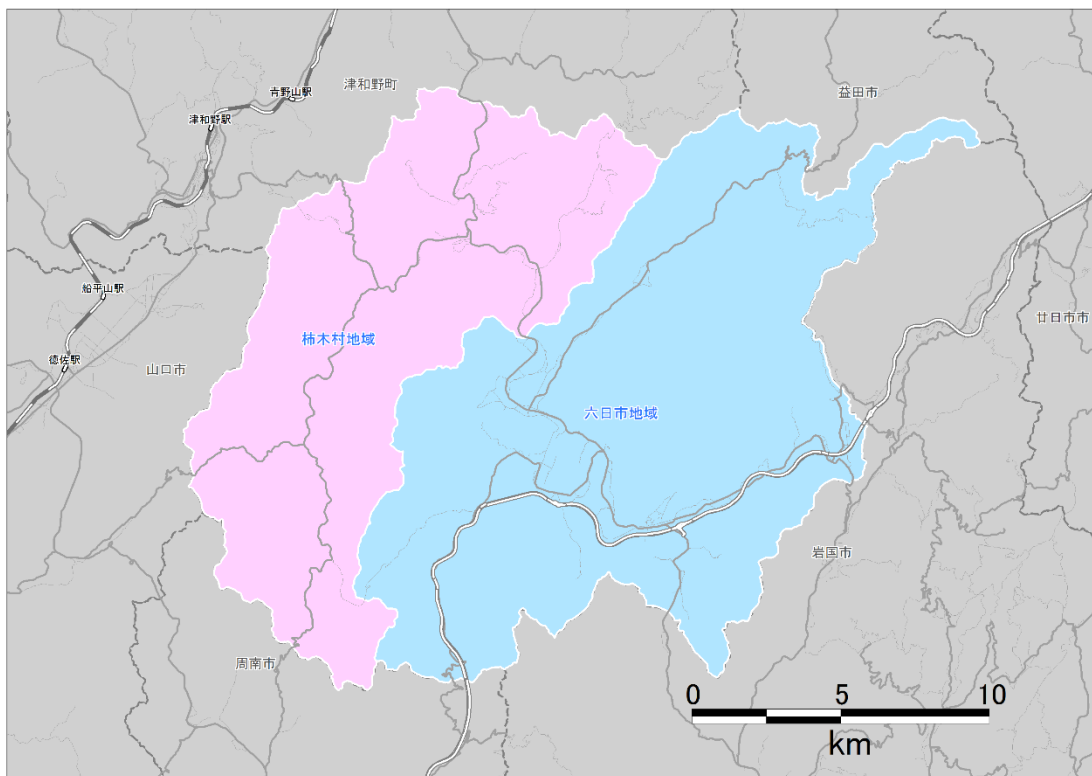


図表-1 計画の位置づけ

3 計画の区域

本計画の区域は、吉賀町全域を対象とします。

また、本計画における一部の分析・整理を六日市地域（旧六日市町）、柿木村地域（旧柿木村）に分けて行います。



図表-2 計画の区域・地域区分

4 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年（令和元年）12月から2025年（令和7年）3月までの5年間4か月とします。